

○文部科学省告示第五十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月十六日

文部科学大臣 下村 博文

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>指定をした日</p>	<p>指定の有効期間</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>
<p>書記学校の古代模型</p>	<p>平成二十七年三月 一六日</p>	<p>平成二十七年三月 十七日から平成二 十八年四月二十一 日まで</p>	<p>株式会社アートプランニングレイ 代表取締役 深井 大門 東京都目黒区東山一―十五―三 静宏荘三号館三十号室 北海道立旭川美術館 館長 菅沼 肇 北海道旭川市常磐公園内 株式会社北海道新聞社 代表取締役社長 村田 正敏 北海道札幌市中央区大通西三―六 福井県立美術館 館長 西田 修 福井県福井市文京三―十六―一 株式会社福井新聞社 代表取締役社長 吉田 真士 福井県福井市大和田二―八〇―一 福井テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 光野 稔 福井県福井市問屋町三―四一〇 渋谷区立松濤美術館 館長 西岡 康宏 東京都渋谷区松濤二―十四―十四 群馬県立館林美術館 館長 佐々木 正直 群馬県館林市日向町二〇〇三</p>	<p>北海道立旭川美術館 北海道旭川市常磐公園内 平成二十七年四月十七日から同年六月二十 一日まで 福井県立美術館 福井県福井市文京三―十六―一 平成二十七年七月三日から同年八月三十日 まで 渋谷区立松濤美術館 東京都渋谷区松濤二―十四―十四 平成二十七年十月六日から同年十一月二十 三日まで 群馬県立館林美術館 群馬県館林市日向町二〇〇三 平成二十八年一月五日から同年三月二十一 日まで</p>
<p>筆記具とトト神の像をもつ書 記官の像</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

